

都道府県・政令指定都市名	18 福岡市
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局男女共同参画部
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福岡市男女共同参画推進協議会	
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1980年3月15日	根拠: 福岡市男女共同参画推進協議会要綱
長 の 役 職	市長	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	福岡市男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西 暦)	2004年10月1日	
構 成 員	17 人 (女性 10 人、男性 7 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	福岡市男女共同参画基本計画(第4次)	
改定・見直しの予定時期	2026年4月1日	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福岡市男女共同参画を推進する条例	
	公 布 日 (西 暦)	2004年3月29日	
	施 行 日 (西 暦)	2004年4月1日	
	最 終 改 正 日 (西 暦)		
	改 正 内 容		
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	2023年8月1日
目 標 値	(西暦)	2025 年度まで	40 %		
根 拠	福岡市男女共同参画基本計画(第4次)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・法令及び条例に基づき設置している審議会等(行政委員会を除く)				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(50)うち女性委員を含む審議会等数(34)		
			延総委員等数(964)延女性委員等数(385)	女性比率(39.9)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(78)うち女性委員を含む審議会等数(78)		
			延総委員等数(1,650)延女性委員等数(609)	女性比率(36.9)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(21)うち女性委員を含む審議会等数(21)		
			延総委員等数(835)延女性委員等数(280)	女性比率(33.5)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(6)		
			延総委員等数(99)延女性委員等数(19)	女性比率(19.2)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	
	委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)				
	そ の 他	「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく事前協議の実施			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	2:その他(西暦)	2023年5月1日	
	管理職総数	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳		
		(A)=(C+E+G)	部局長相当職	次長相当職	課長相当職
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	(人)	(人)	(人)
	女性比率(%)	(B/A)	うち女性数(D)	うち女性数(F)	うち女性数(H)
			女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)
本庁	計	478	131	0	347
	うち一般行政職	400	112	0	288
支庁・地方事務所等	計	258	50	0	208
	うち一般行政職	198	38	0	160
全体	計	736	181	0	555
	うち一般行政職	598	150	0	448
再掲	警察関係	0			
	教育委員会	44	11	0	33

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		2: その他(西暦)			2023年5月1日		
		課長補佐相当職(人)			係長相当職(人)		
		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	0	0	0.0	1,100	241	21.9
	うち一般行政職	0	0	0.0	913	226	24.8
支庁・地方事務所等	計	0	0	0.0	881	322	36.5
	うち一般行政職	0	0	0.0	633	253	40.0
全体	計	0	0		1981	563	28.4
	うち一般行政職	0	0		1546	479	31.0
再掲	警察関係 教育委員会	0	0	0.0	119	37	31.1

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職(人)			課長補佐相当職(人)			係長相当職(人)		
		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	74	16	21.6	0	0	0.0	160	40	25.0
	うち一般行政職	53	14	26.4	0	0	0.0	118	35	29.7
支庁・地方事務所等	計	21	12	57.1	0	0	0.0	42	29	69.0
	うち一般行政職	18	9	50.0	0	0	0.0	33	22	66.7
全体	計	95	28	29.5	0	0		202	69	34.2
	うち一般行政職	71	23	32.4	0	0		151	57	37.7
再掲	警察関係 教育委員会	2	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○					○	◎				
課長補佐相当職											
係長相当職	○					○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	0	0	0.0
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	386	159	41.2
うち 上級	228	95	41.7
うち 一般行政職	295	127	43.1
うち 上級	189	80	42.3
うち 警察関係			
うち 上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	福岡市職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。</p> <p>(1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 2: その他(西暦) 2023年5月1日

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)			女性比率(%)	
27	5	18.5	5	1	20.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	福岡市男女共同参画推進センター		愛称・通称	アマカス		
設置年月日(西暦)	1988年11月2日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：815-0083 住 所：福岡市南区高宮3丁目3-1 電話番号：092-526-3755 FAX番号：092-526-3766 ホームページ：https://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：市民局男女共同参画部事業推進課) 指定管理者(名称：) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	8 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	13 人	予算額	2023年度 110,800 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 啓発紙「アマカスボイス」の発行、大学連携事業) ○ 2. 講座(主な事項： 男女の自立や男女共同参画の促進) ○ 3. 相談事業(主な事項： 総合相談、DV相談、男性相談、法律相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： インターネットによる情報提供、人材情報の提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： アミカスネット、市民グループ活動支援事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 市民グループ活動支援事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： アミカス日本語クラス) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項： 地域の男女共同参画推進組織の支援)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 アミカスネット 2. 無 名称等：	加盟団体数	25	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容： 交流ルーム、メールボックスの提供)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名称 : 概要 : 7. その他 (内容 :)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 (内容： 育児中の職員が受講しやすい時間帯での研修の企画や、妊娠中の方への座席位置等の配慮)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	138,069	153,928	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	1,803	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
(5) その他(内容: 指名競争入札又は随意契約により調達を行う際に認証している企業からの優先調達)	○

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」認定(1,2,4~7,9,10,12) ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度(7~10,12) 「い〜なふくおか・子ども週間」賛同企業・団体登録(7, 8, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	福岡市女性活躍推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	福岡市男女共同参画社会に関する意識調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 啓発紙「アミカスポイス」の発行 ・ 大学連携事業 ・ 「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」推進事業 ・ 女性の視点を活かした防災事業	男女共同参画に関する広報・啓発のための広報誌の発行 写真とことば ジェンダーデザインコンテスト 企業における女性活躍への取組(女性管理職比率や平均残業時間、女性登用に関する目標など)の「見える化」を推進する。 「女性の視点を活かした防災ミニブック」の配布等		年2回 年1回 通年 通年
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ 男女の自立や男女共同参画を促進するための講座	アミカスフェスタ アミカス△共感ゼミ 若年層向け人材育成講座 女性のエンパワーメント講座 女性の人生サポート講座 男性が学ぶ法律講座	未定 未定 延べ210人 未定 延べ360人 40人	年1回 年2回 年7回 年2回 年9回 年1回
・ 男性の育児休業取得促進事業	男性の育児休業取得促進	未定	年1回
・ 女性特有の健康問題と仕事との両立支援事業	女性特有の健康問題と仕事との両立支援	未定	年1回
・ 女性活躍推進関連セミナー	ダイバーシティの推進に関するセミナー	80人程度	年1回
・ 女性のための起業ゼミ	女性向け起業支援講座	30人	年1回
・ 女性のための起業スキルアップセミナー	女性向け起業スキルアップ講座	30人	年1回
・ ライフシフトによる女性のキャリア支援事業	女性向けキャリア支援講座	30人	年1回
・ 女性の就労支援	女性向け就職支援講座	40人程度	年4回
・ 女性の就労継続支援	女性向け就労継続支援講座	30人程度	年1回
・ 女性のキャリア形成支援セミナー	将来リーダーとして期待される女性や若手社員を対象としたセミナー	60人	年1回
・ 男性カレッジ	男性向け固定的役割分担意識の解消を目指した講座	60人程度	年2回
・ DXによる女性のキャリア形成支援事業	女性向けDXによるキャリア支援講座	60人程度	年1回
・ 女性の視点を活かした防災事業	「女性の視点を活かした防災ミニブック」を活用した講座等の実施		通年
4. 相談事業 ・ 総合相談 ・ DV相談 ・ 男性相談 ・ 法律相談 ・ 女性のためのつながりサポート事業	家庭や職場、地域での問題、配偶者等からの暴力等の相談 配偶者等からの暴力についての相談 男性が抱える様々な悩みについての相談 夫婦や親子間、相続、金銭、不動産等についての相談 NPO等の知見を活用した相談窓口の設置		通年 通年 通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・ インターネットによる情報提供	施設内容、事業概要、講座等の案内・募集、事業報告、アンケート集計、女性関連情報		通年
・ 人材情報提供	福岡市学習情報提供システムによる人材情報の提供		通年
6. 苦情処理 ・ 苦情処理	男女共同参画の推進に関する苦情の処理 (福岡市男女共同参画審議会 苦情処理部会)		
7. 交流促進 ・ 市民グループ活動支援事業交流会 ・ アミカスネット ・ 女性起業家交流会	市民グループによる活動報告や情報交換及び交流 市民グループ間のネットワークづくり及び情報交換等 女性向け起業家交流会	40人 25団体 15人程度	3月予定 通年 年1回
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 市民グループ活動支援事業 ・ 女性のためのつながりサポート事業	市民グループによる活動に対する支援 NPO等の知見を活用した女性への支援		通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ アミカス日本語クラス	市内に住む外国人の支援及び交流	延べ410人	通年
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 地域支援事業	男女共同参画基礎講座 男女協応事業、サポーター派遣事業、広報誌「男女共同参画つうしん」発行 福岡市男女共同参画推進サポーターフォローアップ講座	延べ20人	通年 通年 年1回
・ 社会貢献優良企業優遇制度	社会貢献度の高い地場企業に対し、優先指名する等の優遇制度		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	福岡市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	4
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	2

規則名	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()
2	
規則名	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
配偶者の出産	4
育児	1
家族の看護	4
家族の介護	1
疾病	1
その他	2 公務出張
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし
4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし
4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。
3	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()
規則名	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。
3	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。
3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
1	
規則名	福岡市職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱
条本文	第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合 (2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ()
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦)(2023年8月1日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	49	7	14.3	
	市町村防災会議(委員のみ)	48	7	14.6	
2	民生委員推薦会	14	6	42.9	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	8	40.0	
4	地方社会福祉審議会	35	12	34.3	
5	土地利用審査会				休止中
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関				
7	公害健康被害認定審査会				
8	地方港湾審議会	31	10	32.3	
9	土地区画整理審議会	10	3	30.0	
10	建築審査会	7	3	42.9	
11	開発審査会	7	4	57.1	
12	市町村都市計画審議会	27	7	25.9	
13	介護認定審査会	350	122	34.9	
14	精神医療審査会	22	7	31.8	
15	市町村国民保護協議会	50	7	14.0	
16	地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
17	感染症診査協議会	19	8	42.1	
18	市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	21	9	42.9	
20	児童福祉審議会	33	18	54.5	
21	行政不服審査会	6	3	50.0	
22	福岡市小児慢性特定疾病審査会	6	3	50.0	
23	福岡市障がい者介護給付費等認定審査会	90	36	40.0	
24	福岡市総合交通戦略協議会	22	1	4.5	
25	個人情報保護審議会	11	5	45.5	
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		835	280	33.5	
女性委員0の審議会数		0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	32	6	18.8	
3	人事委員会又は公平委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	43	2	4.7	
6	固定資産評価審査委員会	12	6	50.0	
合 計		99	19	19.2	
女性委員0の委員会数		1			